

広報

うん  
なん

旬を感じ 生命を育む

ゆきの里 雲南

# 広域連合

平成18年4月

このまちで「安心」してすごすために

## 介護保険が変わります



楽しいレクリエーションの前にみんなで体をほぐします（ほっと大東でのデイサービスの様子）

ふなやのふた

14

イベント情報

12~13

議会報告

11

介護保険情報コーナー  
・ 介護保険制度改正  
・ 平成十七年度保険料決定  
・ 平成十六年度事業実績

2~10

# 夏号

発行・編集  
雲南広域連合

2005 Vol.37

平成17年8月18日発行

8

〒690-2403 島根県雲南市三刀屋町下熊谷1773-1  
TEL0854-45-5880 FAX0854-45-5887 E-mail: info@unnan.jp



平成18年4月

# 5つの「安心」を柱に介護保険の 新しいしくみがスタートします

## 5つの「安心」



### ③ よくわかり 安心

#### 情報を 公開します

介護サービス事業者  
に事業所情報の開示を  
義務付けることで、知り  
たい情報を得ることがで  
きます。



### ④ 公平な 負担で安心

#### 施設での居住 費用・食費を 見直します

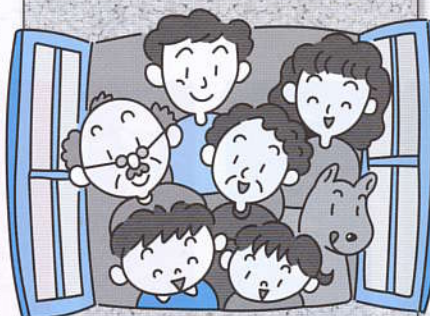
施設と在宅との給付  
の公平性を図るため、施  
設での居住費用・食費を  
原則自己負担とします。



### ⑤ みんなで ささえて安心

#### 第1号保険料 を見直します

所得の低い方に配慮し、  
負担能力をきめ細かく反  
映した保険料の区分を  
設定します。また、特別  
徴収の対象を、遺族年金・  
障害年金へ拡大します。



※今回の制度改正のうち、高額サービス費の負担限度額の変更、施設での居住費・食費の見直しについては、平成17年10月からスタートします。詳しくは、6ページをご覧ください。





# 介護保険 情報コーナー



介護保険制度がスタートしてから5年がたち、制度も定着し介護サービスを利用される方は年々増加しています。介護される方、介護する方それぞれにより良い環境をつくるため、また、これから高齢者となられる方にも安心して利用できる制度とするため、平成18年4月（一部平成17年10月）、5つの「安心」を柱に介護保険の新しいしくみがスタートします。



## 制度改正5

### ① 予防して安心

#### 新たに予防に向けたサービスを始めます

##### 新予防給付の創設

要支援者の方に対する状態の悪化防止、改善に向けて筋力向上、栄養指導、口腔機能向上などの適切なサービスを提供します。

#### 高齢者の生活を総合的に支援します

##### 地域支援事業の創設

各地域の高齢者の方に対し、生活にかかる総合的な相談をおこなうとともに、転倒骨折予防・栄養管理などのサービスを提供し、状態が悪化することを防ぎます。

### ② 地元で暮らせて安心

#### 地域のニーズに応じたサービスを提供します

##### 地域密着型サービスの創設

「通い」を中心に利用者の状態や要望、家族の事情に応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ柔軟にサービスを提供し、在宅生活を支援します。

#### 各地域においてサービスが利用できる体制を整えます

##### 地域包括支援センターの創設

身近なところで介護予防サービスなどが利用できるよう、その窓口となる「地域包括支援センター」を創設します。



# 予防を重視した 新たなしくみへ

## なしくみとながれ



### 利用できるサービスなど

### サービス内容

### 目 標

- 今までと同様なサービスが利用できます
- 在宅生活の継続を支援する新たなサービスが利用できます

- ・ 通所サービス
- ・ 短期入所サービス
- ・ 訪問サービス
- ・ 施設サービス
- ・ 地域密着型サービスなど

- 今までのサービスを一部見直したものと新たなメニューが利用できます
- 在宅生活の継続を支援する新たなサービスが利用できます
- 生活機能の維持・向上に効果のあるサービスが利用できます

- ・ 通所介護予防サービス（筋力向上・栄養指導など）
- ・ 短期入所介護予防サービス
- ・ 訪問介護予防サービス
- ・ 地域密着型介護予防サービス

- 介護が必要な状態になることを予防するためのサービスが利用できます
- 高齢者の権利擁護に関することなどの相談が受けられます

- ・ 転倒骨折予防
- ・ 栄養改善
- ・ 認知症予防
- ・ 虐待の早期発見・防止など

状態の重度化を防ぎます

介護状態になることを防ぎます

要介護者

要支援者

要支援・要介護状態になるおそれのある方

自立した生活を送れる方



平成18年4月からの改正により、介護保険制度が予防を重視したしくみに大きく変わります。  
特に、要介護状態が軽度（要支援、要介護1）の方に対し状態の悪化防止・改善に向けて適切なサービスを提供できるようサービス内容の充実・利用の窓口（地域包括支援センター）の創設などがおこなわれます。

また、要支援・要介護状態にならないために、そのおそれのある方を把握し、予防にむけ転倒骨折予防・栄養改善などさまざまなサービスを提供するしくみとなります。



# 予防を重視した新た

## 高齢者の 方の状態

## 調 査

## 対 象 者

## 利用の窓口

支援や介護を必要としている高齢者

要介護認定をおこないます

### 要介護者

\* 現行の要介護2から要介護5の方と要介護1の一部の方

- 居宅介護支援事業所
- 地域包括支援センターなど

### 要支援者

\* 現行の要支援者の方と要介護1の一部の方

地域包括支援センターなど

今は、介護を必要としない高齢者

生活機能が低下している方の把握をおこないます

要支援・要介護状態になるおそれのある方

自立した生活が送れている方

非該当者

要支援・要介護  
該当者



平成17年10月

## 高額介護サービス費の 負担限度額が一部変更になります

高額サービス費は、利用者の負担が高額になる場合に、世帯の所得などによって上限を設定し負担の軽減を図るものですが、住民税非課税世帯の区分では所得の格差が大きいため所得の低い方にとって負担が重くなっていました。そこで、10月からの改正により、非課税世帯の区分で一部上限を低く設定されることになりました。

所得の低い方にとって、  
よりサービスが利用し  
やすくなります。



平成17年10月

## 施設での「居住費」と「食費」が 利用者の負担となります

施設を利用する人は、居住費、食費にかかる多くの部分を介護保険から給付されていますが、在宅の人は自己負担となっています。そこで、給付の公平性を図るために10月から施設サービス利用時の居住費、食費が利用者の自己負担となります。

### 新たに利用者負担となるものとそのめやすの額

(実際の負担金額は施設との契約で決まります。)

**住居費** ..... 3人部屋などの多床室の場合は、月額1万円程度となり、ユニット型の個室の場合は、月額6万円程度の負担となります。

**食費** ..... 月額4万2千円程度の負担となります。  
(栄養管理部分については介護保険が適用されます)

### 所得の低い方への配慮

所得の低い方の施設利用が困難にならないよう、居住費と食費の利用者負担の上限額が設定されます。





## 負担区分

### ■改正前

| 区 分                                    | 上限額     |
|----------------------------------------|---------|
| 生活保護受給者等<br>(住民税世帯非課税で、<br>老齢福祉年金の受給者) | 15,000円 |
| 住民税世帯非課税者等                             | 24,600円 |
| 低所得以外の方<br>(上記以外の方)                    | 37,200円 |

### ■改正後

| 区 分                                                     | 上限額     |
|---------------------------------------------------------|---------|
| 利用者負担第1段階                                               | 15,000円 |
| 利用者負担第2段階<br>(住民税世帯非課税であって、合計所得金額および課税年金収入の合計が80万円以下の方) | 15,000円 |
| 利用者負担第3段階<br>(住民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階に該当しない人)            | 24,600円 |
| 利用者負担第4段階                                               | 37,200円 |

## 利用者負担の変化のめやす

例：特別養護老人ホームの入所者（要介護5・甲地を利用した場合）

多床室を利用した場合（単位 月額／万円）

### ■現行

| 利用者負担段階 | 利用者負担内訳 |     |     | 利用者負担<br>合 計 |
|---------|---------|-----|-----|--------------|
|         | 1割負担    | 居住費 | 食 費 |              |
| 第1段階    | 1.5     | —   | 1.0 | 2.5          |
| 第2段階    | 2.5     | —   | 1.5 | 4.0          |
| 第3段階    | 2.5     | —   | 1.5 | 4.0          |
| 第4段階    | 3.0     | —   | 2.6 | 5.6          |

### ■平成17年10月から

| 利用者負担段階 | 利用者負担内訳 |     |     | 利用者負担<br>合 計 |
|---------|---------|-----|-----|--------------|
|         | 1割負担    | 居住費 | 食 費 |              |
| 第1段階    | 1.5     | 0.0 | 1.0 | 2.5          |
| 第2段階    | 1.5     | 1.0 | 1.2 | 3.7          |
| 第3段階    | 2.5     | 1.0 | 2.0 | 5.5          |
| 第4段階    | 2.9     | 1.0 | 4.2 | 8.1          |

個室を利用した場合（単位 月額／万円）

### ■現行

| 利用者負担段階 | 利用者負担内訳 |     |     | 利用者負担<br>合 計 |
|---------|---------|-----|-----|--------------|
|         | 1割負担    | 居住費 | 食 費 |              |
| 第1段階    | 1.5     | 2.5 | 1.0 | 5.0          |
| 第2段階    | 2.5     | 3.5 | 1.5 | 7.5          |
| 第3段階    | 2.5     | 3.5 | 1.5 | 7.5          |
| 第4段階    | 3.1     | 4.5 | 2.6 | 10.2         |

### ■平成17年10月から

| 利用者負担段階 | 利用者負担内訳 |     |     | 利用者負担<br>合 計 |
|---------|---------|-----|-----|--------------|
|         | 1割負担    | 居住費 | 食 費 |              |
| 第1段階    | 1.5     | 2.5 | 1.0 | 5.0          |
| 第2段階    | 1.5     | 2.5 | 1.2 | 5.2          |
| 第3段階    | 2.5     | 5.0 | 2.0 | 9.5          |
| 第4段階    | 2.6     | 6.0 | 4.2 | 12.8         |

※利用者負担段階については、今ページの上段、「負担区分」の改正後をご覧ください。

制度改正について詳しくは、雲南広域連合介護保険課（電話0854-45-5803）まで問い合わせください。



# 65歳以上の方の介護保険料が決定しました

## 65歳以上の方へ、 介護保険料決定通知書を送付します

今年度の介護保険料について詳しく記載した「介護保険料決定通知書」を9月中頃に送付します。

5月以降に雲南地域外へ転出された方、又は、亡くなられた方についても通知書を送付しますのでご了承ください。（亡くなられた方については、ご家族の方へ通知書を送付します）



### 今年度の介護保険料は？

介護保険料は、今年度の住民税等を基に算出し、下記のとおり65歳以上の方全員が、5段階に分かれていたる保険料のいずれかに該当します。

| 所得段階 | 対象となる方                         | 年間保険料      |
|------|--------------------------------|------------|
| 第1段階 | ・生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税が世帯全員非課税 | 年額 17,148円 |
| 第2段階 | ・世帯全員が住民税非課税                   | 年額 27,624円 |
| 第3段階 | ・本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる        | 年額 38,100円 |
| 第4段階 | ・本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満       | 年額 48,576円 |
| 第5段階 | ・本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上       | 年額 59,244円 |

上記の保険料から仮徴収期間（4月、6月、8月）に納めていただいた保険料を差し引いた額を10月、12月、2月の3回に分けて納めていただきます。

ただし、5月以降に、「65歳になった」「転入・転出をした」など介護保険の被保険者資格の取得・喪失があった場合には、上記の保険料の金額とは異なります。



# 介護保険料を納めるには？

介護保険料を納める方法は、大きく分けて2つの方法があります。



## 1 特別徴収

老齢退職年金を年間18万円以上受給されている場合は、その年金から介護保険料を天引きします。

## 2 普通徴収

次の場合は年金から介護保険料を天引きすることができませんので、お近くの金融機関（山陰合同銀行・JA雲南・島根銀行・しまね信用金庫・中国労働金庫・郵便局）で納めていただきます。

- 年金の受給額が年間18万円未満の場合や年金の支給一時停止があった場合
- 受給されてる年金の種類が「障害年金」「遺族年金」「老齢福祉年金」などしかない場合
- 4月以降に65歳になられた方
- 4月以降に転入・転出をされた方

# 普通徴収の方が金融機関で納める方法は？

年金から天引きできない方（普通徴収）については、金融機関で次のいずれかの方法で納めていただきます。

## ① 納付書で納める場合

10月、12月、2月のそれぞれの月の中頃に、納付書が届きますので、金融機関の窓口で納めてください。

## ② 口座引き落としの場合

10月、12月、2月のそれぞれの月の中頃に、引落日、金額等を記載した通知書が届きますのでご確認ください。



※現在納付書で納めていただいている方で、口座引落に変更される場合は手続きが必要になりますので、雲南広域連合（TEL：0854-45-5803）、又はお住まいの各市町の介護保険担当課へお問い合わせください。



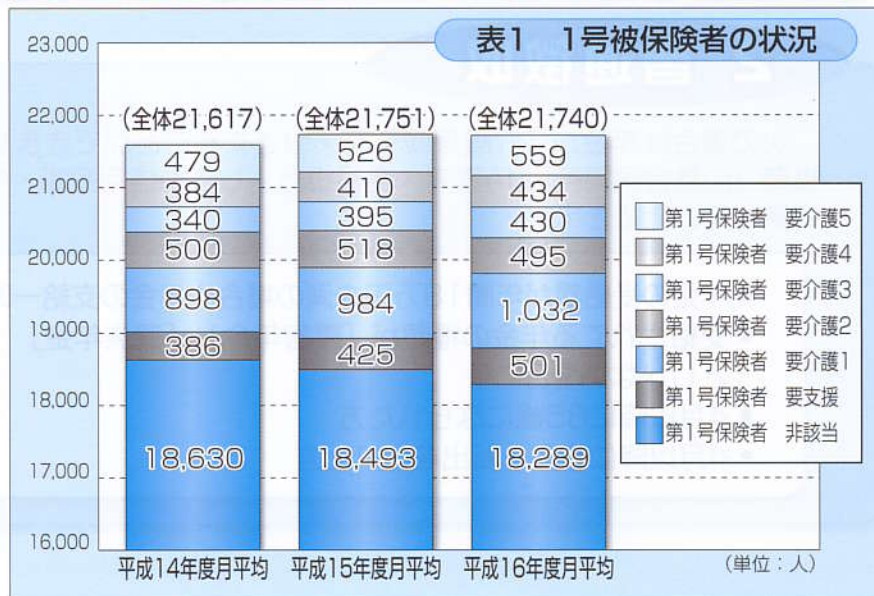
# 平成16年度の介護保険の状況についてお知らせします

平成12年4月から始まった介護保険制度も、平成16年度が終わり節目の5年が経過しました。今回は、平成16年度の雲南地域の介護保険の利用状況を平成14年度、平成15年度の実績等と比較しながらみていきます。

## ①第1号被保険者（65歳以上の方）数と認定者数の状況についてみてみましょう。

第1号被保険者数を月平均で比較する（表1）と、平成14年度は21,617人、平成15年度は21,751人、平成16年度は21,740人と推移し、平成15年度をピークに平成16年度は平成15年度から10人減少していますが、ほぼ横ばいの状況であるといえます。

しかし、要支援、要介護に認定された方の数を比較すると、平成14年度は2,987人、平成15年度は3,258人、平成16年度は3,451人と毎年増加しています。



## ②介護サービスの利用状況についてみてみましょう。

介護サービスの利用状況を見る（表2）と、件数、費用額とも毎年増加しており、平成14年度から平成16年度にかけては、件数は11,996件の増で18.42%の伸び、費用額は737,556千円の増で14.58%の伸びとなっています。

しかし、費用額全体は増加しているものの、月平均の実利用者1人あたりの件数、費用額を比べると毎年ほぼ横ばいであることから、介護認定を受けられた方が増加したことにより利用者が増え、費用額全体が増加したものと考えられます。

（単位：千円）

表2 サービスの利用状況

| サービス名          | 平成14年度 |           |           | 平成15年度 |           |           | 平成16年度 |           |           |
|----------------|--------|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|
|                | 件数     | 費用額       | 1人あたりの費用額 | 件数     | 費用額       | 1人あたりの費用額 | 件数     | 費用額       | 1人あたりの費用額 |
| 訪問系サービス        | 9,283  | 366,416   | 39        | 9,687  | 374,242   | 39        | 9,975  | 386,936   | 39        |
| 通所系サービス        | 22,018 | 947,526   | 43        | 25,514 | 1,074,106 | 42        | 27,853 | 1,179,713 | 42        |
| 短期入所系サービス      | 3,104  | 278,082   | 90        | 3,646  | 309,316   | 85        | 3,939  | 325,791   | 83        |
| その他の単品サービス     | 20,730 | 197,748   | 10        | 22,674 | 249,268   | 11        | 24,318 | 295,108   | 12        |
| 福祉用具購入         | 421    | 10,145    | 24        | 453    | 11,122    | 25        | 395    | 10,119    | 26        |
| 住宅改修費          | 287    | 30,037    | 105       | 326    | 34,799    | 107       | 292    | 32,256    | 110       |
| 施設介護サービス       | 9,297  | 3,228,121 | 347       | 9,944  | 3,426,154 | 345       | 10,364 | 3,565,708 | 344       |
| 合計             | 65,140 | 5,058,075 | 78        | 72,244 | 5,479,007 | 76        | 77,136 | 5,795,631 | 75        |
| 月平均            | 5,428  | 421,506   | 78        | 6,020  | 456,584   | 76        | 6,428  | 482,969   | 75        |
| 月平均（実利用者一人あたり） | 2.3    | 179       | 78        | 2.31   | 176       | 76        | 2.36   | 177       | 75        |

※その他の単品サービスとは、「居宅療養管理指導」、「痴呆対応型共同生活介護」、「特定施設入所者生活介護」、「居宅介護支援」の各サービスをさします。



# 議 会 報 告

5月27日に、平成17年第1回雲南広域連合議会臨時会が開催されました。今回の議会には次のとおり議案が提出され、すべて原案通り可決・承認されました。また、奥出雲町議会議員選挙に伴い空席となっていた副議長等が選任されました。

## 議決された事項

### 専決処分の承認を求めることについて（雲南広域連合公告式条例の一部を改正する条例）

奥出雲町の合併に伴い、「仁多郡仁多町役場掲示場」及び「仁多郡横田町役場掲示場」を「仁多郡奥出雲町役場掲示場」に改める。

### 平成17年度雲南広域連合一般会計補正予算（第1号）

合併に伴う副連合長人件費の減額及び人事異動に伴う派遣職員負担金の減額により、歳入歳出それぞれ690千円を減額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ86,563千円とする。

### 平成17年度雲南広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）

人事異動に伴う派遣職員負担金の増額により、歳入歳出それぞれ624千円を増額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,097,224千円とする。

|                             |  |         |                              |  |         |                            |  |         |              |                          |                  |
|-----------------------------|--|---------|------------------------------|--|---------|----------------------------|--|---------|--------------|--------------------------|------------------|
| ・委員<br>・委員長<br>若月康男<br>目黒 聰 |  | 議会運営委員会 | ・委員<br>・副委員長<br>目黒 聰<br>若月康男 |  | 厚生常任委員会 | ・委員<br>・委員<br>福本 修<br>千原祥道 |  | 総務常任委員会 | ・副議長<br>福本 修 | 新たに選任された副議長、委員等は次のとおりです。 | 議<br>会<br>構<br>成 |
|                             |  |         |                              |  |         |                            |  |         |              |                          |                  |

## イベント情報

### ゆうきの里 雲南フェアを開催します。

10月15日（土）・16日（日）の2日間  
場所：広島市中区広島城周辺

雲南広域連合では広島県に向けてさまざまな情報発信を行っています。この秋は雲南地域1市2町と協力して、雲南地域の特産品の販売や、観光PRを盛大に行うゆうきの里雲南フェアを、ひろしまフードフェスティバルに合わせて、広島城周辺で開催します。

広島県の知人、友人の方にもぜひご紹介ください。





# ゆきの里 雲南 イベント情報 2005

SEPTEMBER 長月

| 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    |    | 1  | 2  | 3  | 4  |
| 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |    |    |

9月上旬～11月上旬 飯南町

赤来高原観光りんご園開園

赤来高原観光りんご園

「つがる」「さんざ」「ふじ」など8種類のおいしいりんごが時期に応じて味わえます。

入園料 中学生以上500円、小学生以下300円

★赤来高原観光りんご園

TEL 0854-76-3344



9月17日(土) 雲南市加茂町

ラメールふれあい亭

雲南市加茂文化ホールラメール

ご好評頂いているシリーズの第3回目。若手のパワーあふれる落語と大喜利をどうぞ。

開 場 12:30

開 演 14:00

入場料 500円

★雲南市加茂文化ホールラメール

TEL 0854-49-8500(陰山)



9月23日(金)

飯南町

琴弾山神社例大祭

琴弾山神社

子供の疳の虫封じに御霊験あらたか」と言われ、例大祭は琴引山山頂の琴弾山神社で行われます。

★琴弾山神社(由来八幡宮内)

TEL 0854-72-0059



9月25日(日) 雲南市加茂町

第16回 出雲追分全国優勝大会

雲南市加茂文化ホールラメール

初代出雲愛之助により完成され唄い継がれた出雲追分の優勝大会。平成元年より開催。

★出雲追分保存会(加茂総合センター内)

TEL 0854-49-860



9月25日(日)、26日(月) 雲南市三刀屋町

三刀屋天満宮秋の例祭

三刀屋天満宮

菅原道真を祀る出雲三天神のひとつで「三刀屋天満宮」の恒例行事です。

★雲南市商工観光課

TEL 0854-40-1054

OCTOBER 神在月

| 月     | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  |
|-------|----|----|----|----|----|----|
|       |    |    |    |    | 1  | 2  |
| 3     | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  |
| 10    | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| 17    | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 24/31 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |

10月9日(日) 雲南市掛合町

第23回 掛合町ふるさとまつり

掛合中学校周辺

総勢150名による勇壮な掛合太鼓揃い打ちや、むかで 駅伝2005、掛合名店街などさまざまなイベントが行われます。

★掛合町ふるさとまつり実行委員会(掛合総合センター自治振興課内)

TEL 0854-62-0300



10月9日(日)

飯南町

東三瓶フラワーバレー

第15回 コスモス祭

志津見地内

志津見地内イベント広場志津見の広大な花畑に咲くコスモスの花。みんなで楽しみ、おいしいものも盛り沢山です。

★東三瓶フラワーバレーコスモス祭実行委員会(飯南町役場政策企画課内)

TEL 0854-76-2214



## 奥出雲薔薇園オープン

雲南市三刀屋町

開園時期: 5月から11月の間

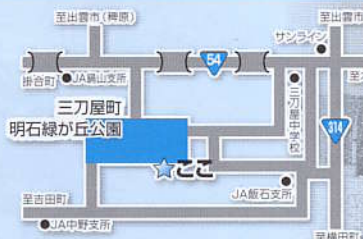
開 園 日: 土・日曜9時から16時まで

※開花状況や天候によっては開園日でも閉園される場合もありますので、事前の問い合わせが必要です。

入場料: 無料(当面の間)

産業薔薇園(商品の原材料に使う薔薇の栽培園)として7月2日にオープンしました。1ヘクタールの敷地に甘い香りを放つ7千本の薔薇が植えられています。

お問い合わせ: 有限会社フレグランス・ロゼ TEL 0854-45-5011





10月10日(月) 雲南市三刀屋町

**第10回永井隆記念  
明石高原平和ロードレース大会**  
明石緑が丘公園

誰でも気軽に参加できるロードレースです。  
一般2,000円、高校生1,000円、小・中学生500円  
★平和ロードレース実行委員会事務局  
(三刀屋教育分室内)  
TEL 0854-45-3033

10月14日(金) 雲南市加茂町

**松竹名作劇場「おためし遊ばせ主婦の反乱」**  
雲南市加茂文化ホールラメール

山田邦子ほか、芸  
達者で多彩な出  
演者でお届けす  
る喜劇。大いに笑  
って、日頃のスト  
レスを発散させ  
んか。

開場 18:30  
開演 19:00

入場料 4,000円(全席指定)

★雲南市加茂文化ホールラメール  
TEL 0854-49-8500(陰山)



10月16日(日) 雲南市加茂町

**第2回 銅鐸の響き加茂弥生まつり**  
雲南市加茂文化ホールラメール周辺

火柱の炎による演  
出や野焼きなど「弥  
生」をテーマにさま  
ざまな催しを行  
います。

★加茂総合センター  
自治振興課

TEL 0854-49-8601



10月16日(日) 雲南市加茂町

**第12回 全国ターゲットバードゴルフ  
ふれあい大会**  
加茂中央公園ふれあいの丘

平成4年度開催の全国ス  
ポレックス祭を記念して平成  
5年より開催しています。

★加茂B&G海洋センター  
TEL 0854-49-7100



10月23日(日) 奥出雲町

**奥出雲ふれあいサイクリング**  
カルチャープラザ仁多駐車場周辺

「砂の器」の舞台、亀嵩を訪れる30kmコ  
ース。家族や友人同士、遠足気分でサイク  
リングを楽しもう。

参加料 大人2,500円  
小人1,500円

★仁多町商工会青年部  
TEL 0854-54-0158



10月30日(日) 雲南市大東町

**山王寺棚田まつり**

棚田展望台(大東町山王寺本郷)

棚田百選の地で神楽などが催され、おにぎり、豚汁、  
棚田米等農産物の即売交流会なども行われます。

★棚田まつり実行委員長 錦織忍さん  
TEL 0854-43-5806

10月30日(日) 雲南市大東町

**大出日山 登山の日**

大出日山(大東町小河内)

登山を中心に都市住民との交流会、地元特  
産品の即売などが催されます。

★登山の日実行委員長

宮川健幸さん

TEL

0854-43-5437



NOVEMBER 霜月

| 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  |
| 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28 | 29 | 30 |    |    |    |    |

11月4日(金)~6日(日)

雲南市加茂町

**加茂町芸術文化祭**

雲南市加茂文化ホールラメール  
加茂保健福祉センターかもてらす

作品展示や舞台公演、そして特別公演  
"KAMO NA MY HOUSE六文銭のよう  
に歌おう!"を開催!

舞台公演入場料 前売500円 当日1,000円

★雲南市加茂文化ホールラメール  
TEL 0854-49-8500

11月5日(土)、6日(日) 奥出雲町

**奥出雲町ふるさと祭**

カルチャープラザ仁多周辺

農業、商工業、林業のそれぞれの広場で各種  
展示と即売会が行われます。6日には町民体  
育館で歌謡ショーも行われます。

★奥出雲町役場地域振興課  
TEL 0854-54-2524

11月12日(土) 雲南市加茂町

**押尾コータローコンサート  
ツアー2005"Panorama"**

雲南市加茂文化ホールラメール

ギタリスト押尾コ  
ータローのスペ  
シャルライブ。ど  
うぞ、熱いステ  
ージにご期待くだ  
さい。

開場 18:00

開演 18:30

入場料

4,000円(全席指定)

★雲南市加茂文化ホールラメール  
TEL 0854-49-8500(志賀)



11月19日(土)、20日(日)

雲南市加茂町

**第7回 全国民謡サミット・  
民謡の祭典(雲南大会)**

雲南市加茂文化ホールラメール

全国各地の民謡大会優勝者が集い素晴ら  
しい郷土の伝統芸能を披露する祭典。

★出雲追分保存会(加茂総合センター内)  
TEL 0854-49-8603

11月20日(日) 雲南市大東町

**北そばまつり**

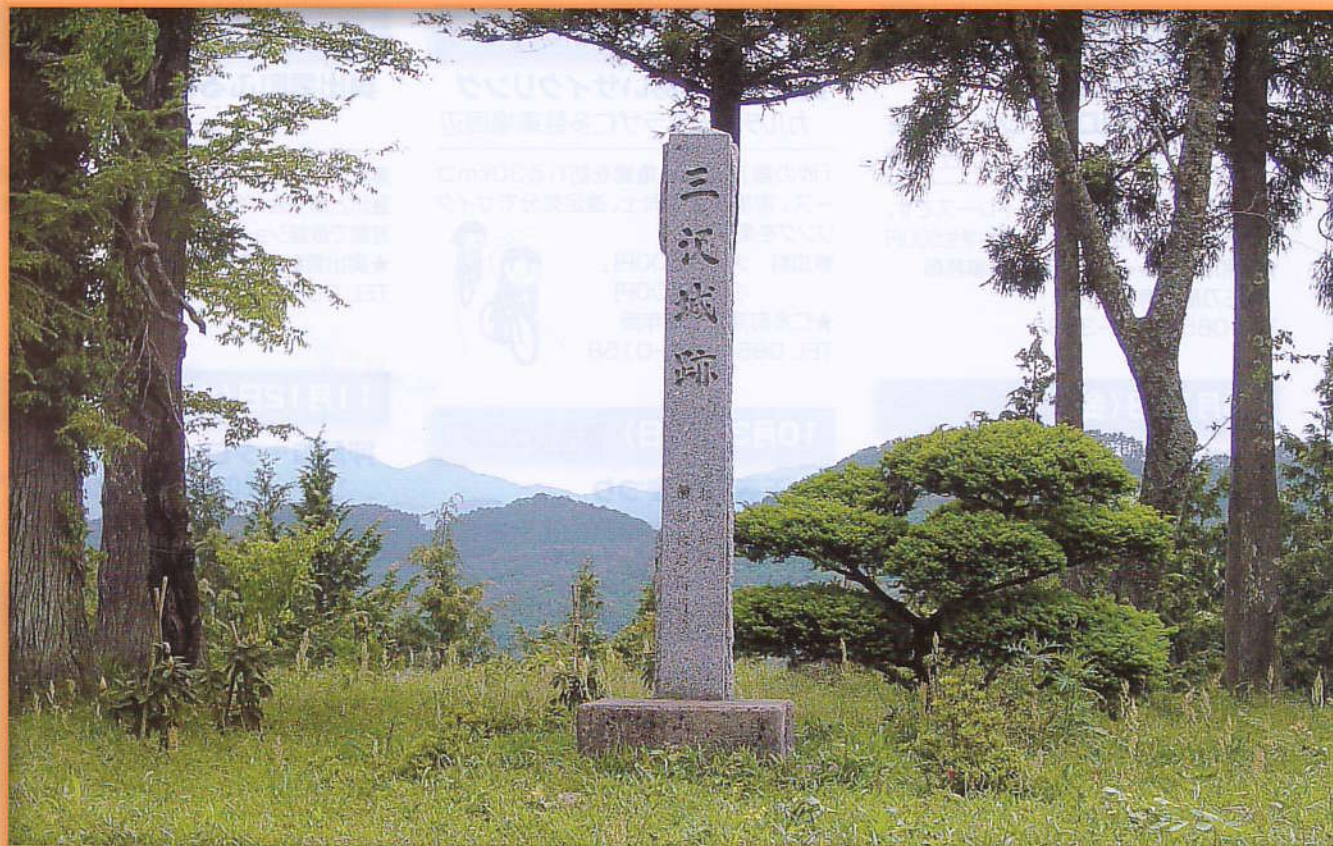
ふれあい交流館(大東町北村)

地元産そばを地域おこ  
しに結びつけた交流会。  
そば、饅頭の試食、木工、  
野菜の即売等が行われ  
ます。

★イベント責任者 新田英夫さん  
TEL 0854-43-3260







### 三沢城跡(奥出雲町三沢)

三沢城は、嘉元三(三〇五)年この地の地頭・三沢氏の初代に当たる為長(為仲)によって築城されました。以後、三沢氏は約二百八十年にわたって、この城を本拠地として領地を支配しました。

城は斐伊川とその支流阿井川にはさまれた急峻な要害山の立地を大いに利用し、大変堅固に作られました。本丸があった山頂からは、中国山地や遠く島根半島までも望でき、山陰と山陽を結ぶ要衝の地を守る城として、尼子十旗(尼子氏の防衛網となる十の城)の第二の城に数えられています。また、本丸にある亀岩には、埋蔵金が眠っているとの伝説が残されています。

地元では平成十一年に要害山三沢城跡保存会が結成され、山頂の休憩所(懐古堂)の修復や周辺の整備を行っています。また、三沢氏の祖先・飯島氏との交流活動も盛んで、昨年十二月には長野県飯島町での歴史探訪が行われました。

今年は築城より七百年目に当たり、十月十六日にはさまざまなイベントが催されます。



## 三沢城築城七百年記念事業

10月16日(日)

奥出雲町三沢

三沢小学校・三沢運動公園・要害山三沢城跡

三沢為長がこの地に城を築いて700年になるのを記念して、三沢城に関するさまざまなイベントが行われます。また、昼食時には「めし処長屋」「商い長屋」で食事や奥出雲の特産品が販売されます。

お問い合わせ：三沢公民館(平日のみ)  
TEL 0854-54-0331

### 当日の主なイベント

- 記念講演 (10:30)  
会場：三沢小学校体育館
  - 武者行列 (12:40)
  - 岡山城鉄砲隊 (13:00)
  - 仁多乃炎太鼓 (13:20)  
会場：三沢運動公園
  - 記念祭祭典 (14:30)
  - 記念植樹 (15:30)  
会場：要害山山頂
- ※その他多数イベントあり

